

徳島県介護実習・普及センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者介護の実習等を通じて、県民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図るために設置された徳島県介護実習・普及センターの適正な運営を期するため、徳島県介護実習・普及センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、徳島県介護実習・普及センターに係る次の事項について協議する。

- (1) 運営方針及び事業計画に関すること。
- (2) 事業内容及び推進方法に関すること。
- (3) その他運営に関する必要な事項。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員16名以内で構成する。

2 委員は、別表1に掲げる関係団体が推薦する者を知事が委嘱し、また、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じ、補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会の会務を総括し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、徳島県介護実習・普及センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日以前に就任した委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

徳島県医師会
徳島県栄養士会
徳島県介護福祉士会
徳島県看護協会
徳島県建築士会
徳島県作業療法士会
徳島県歯科医師会
徳島県市長会
徳島県社会福祉協議会
徳島県町村会
徳島県民生委員児童委員協議会
徳島県理学療法士会
徳島県老人福祉施設協議会
徳島県老人保健施設協議会
日本福祉用具供給協会四国支部徳島ブロック
(アイウエオ順)

別表 2

徳島県介護実習・普及センター所長